

## 新たな農協作りのはじまり

石原健二

### 1. 農政の消滅と農協改革

- ・政府の「別働隊」としての農委・農協－東畑精一の規定
- ・農政の柱は米価と農地問題－1993年からの米の消滅過程、2009年の農地法改正
- ・新自由主義経済による世界の席卷、TPPが最後の段階、協同組合の排除
- ・進み行く農産物輸入依存と企業による農村支配

### 2. 農地法改正と米価の現実と農協

- ・2009年の農地法改正。農地中間管理機構の特区による企業の農地取得
- ・米は93年の自由化以来、95年食糧の廃止と食糧法の成立99年食糧・農業・農村基本法の成立。2002年「米政策改革大綱」、2003年経営安定対策、2010年戸別所得補償制度の発足、2013年生産調整の18年廃止。
- ・備蓄は民間、価格は全農による相対価格による設定で低迷。米の政策はほとんどない。

- ・米のみならず、農産物流通が大きく変容し、中央・地方卸売市場の機能低下。流通資本による支配完了（スーパー、コンビニ、卸は商社の傘下）。宅配・ネット販売等産直の浸透。農協は対応に遅れ。
- ・農協は80年代に金融自由化以来、農協合併と連合会を含む組織整備に終始し、支所機能の低下と連合会機能の低下を招き、農協組合員との接触は徐々に薄れてきている。地域の協同組合との性格を失いかけている。

### 3. 協同組合は求められている—今は大正時代と同じ

- ・まず組合員の生活を見て、組合に何を求めていることか知ること。農協の職員であることを自覚すること。農協をよくしなければ職を失うことを知るべき。

- ・連合会に求めること。

まず、米については所得補償とともに指標価格設定を要求すべきこと。政府米の備蓄を50万t以上とすること、を政府に要求すること。企業による農用地の取得を許さないこと、を国に要求する。

販売関係では販売の手法を変えること。協同組合間提携（都市農協と産地の農協との提携、生協、漁協との提携を含む）、ネット販売への進出を農協全体で構想し実現すること。

組合員勘定を発展させるとともに、当座貸し越しによる商品を開発すること。事業譲渡は組合員と組合を引き離すこととなり、信共分離を招くものとなり進めるべきものではない。

共済事業は生命と損害という異質の共済商品を持つことから、これを組み合わせた商品開発を考える。

又、厚生連病院を持つ協同組合として介護を含めた独自商品の開発を行う。少なくとも農業労働災害などはすぐにでも国との調整を図り実現すべきである。

・農協が取り組むこと。

営農活動 作物別営農組織の充実と販売力の向上。地域別生産組織の充実こそ協同組合を強くする。単なる資金量の増大は強くなった証にはならない。人の結束こそ必要。

生活活動 食生活、医療、介護、教育など取り組むべきことは多い。地域ごとに組織し、活性化すること。このためにも一度生活活動を見直す必要がある。

貯金、宅配、地域への連絡のため、二人一組となって定期的な巡回車による家庭・集落訪問を行う。弁当、惣菜配りにもう一工夫が必要。

#### 4. 求められている協同の社会

- ・ 公共の喪失。生活の不安定。臨時雇いによる就労。一貧富の差の顕在化。沖縄では無尽講の普及。
- ・ 格差の顕在化—個人、地域、企業、働き場所など
- ・ 勝ち組への願望とあきらめ
- ・ 今こそ協同

# 農協改革とTPP交渉

石原 健二

## 1. ここまで来た農協つぶし

### (1) 合意事項の4つの柱

15年2月9日、政府・自民党と全中は今国会に提出される農協改革法案などの骨格について合意した。その内容は ①全国農協中央会（以下、全中）を19年までに一般社団法人とする。②全中が全国監査機構の下に行っている監査制度を全中から分離し、公認会計士法に基づく監査法人を新設し、資金量200億円以上の農協は、新たな監査法人化か一般監査法人を選択し、公認会計士の監査を受ける。③都道府県農協中央会は連合会化を意図する。④農協法7条の目的に農協が「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」とし、「事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業から生じた収益をもって、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業分量配当に充てるよう努めなければならない。」とした。

今回の農協改革は、当初、全中・都道府県中央会の解体を求めるものではなかった。むしろ全農と農協の関係の、組織上の役割を検討し、変えることにあった。したがって、14年6月10日の与党の取りまとめ案では「事業や組織のあり方については農協内の検討を踏まえる」としていたのである。全中はこのため組織内に総合審議会を設置し、対応を検討してきている。他方、農協改革を提言した規制改革会議のワーキング・グループ（WG）も、13年9月からの検討において、全中の農協指導などについて問題があるとの指摘もない。また、14年6月の政府の「規制改革実施計画」にも、「中央会は経済活動を行ってはいず、信用事業についてはJAバンク法によって農林中金に指導権限が移っていることから、農協間の連絡調整・行政対応などの役割を明確にすべき」とされている。ところが6月24日の農林水産業・地域の活力創造本部で、安倍首相は「農協法に基づく中央会制度は存続し得ないことになる」と述べ、突如全中廃止を明らかにし、農協改革の目玉としたのである。

## (2) 矛盾だらけの合意事項

今回の農協改革は矛盾に満ちている。第1に全中を一般社団法人とする理由が明らかにされていないこと。第2に全中・都道府県中央会が農協法に基づき行ってきた自主監査制度を全中からはずし、200億円以上の貯金量の農協は、公認会計士による会計監査を義務付けることとしている。農協の自主監査制度は戦前から行われ、農協法の下であって監査連合会で行われたことがあるが、全中成立とともに中央会の業務とされている。2007年の金融自由化での農協改革でも当時の若林農水大臣は「中央会における農協指導と監査は車の両輪となって有効に機能している」と評価し、13年9月の自民党への政府資料でも「全中監査の独立性は確保」とされ、「(会計)監査の質も確保」されているとされている。農協の監査に公認会計士・税理士の採用を要求した国会議員は以前からいるが、連合会と異なり総合農協の業務の広さから到底一人二人の公認会計士では監査できないのである。そのため政府公認の監査士制度の下で、数科目の厳しい試験を実施し監査士を認定し、監査を行っている。一般監査法人との選択制となったとはいえ、分離する必然性はない。

次に問題なのは農業協同組合法（農協法）8条の改正である。これまでの8条は「組合員および会員のために最大奉仕を目的」とし、協同組合原則に基づき「営利を目的としてその事業を行ってはならない」としていたが、それに替わって「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」となった。これまで監査の際の重要な項目として、非営利の事業展開の確保を義務付けてきたが、このように協同組合原則を否定することは初めてで、協同組合に無知であることをさらけ出している。しかも「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」と強要している。対象となる農業者は認定農業者・農業生産法人などで、農協に組合員の選別を強制している。そのうえ、その目的を達成するため「事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業から生じた収益をもって、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業分量配当に充てるよう努めなければならない」（7条3項）とまことに親切な配慮である。1995年国際協同組合連盟（ICA）は新たな協同組合原則を定め、各組合員への剰余金の還元のためには利用高配当と、組合員が認める活動を支援するための剰余金の充当（蓄積）を認めたものの、利益を目的とするものではない。協同組合の知識がない者が書いたのであろう。協同組合原則を踏みにじってまでも、農協は政府の政策を支援せよと言うに等しい。農水省は農業基本法が成立した60年以後、自立経営農家の育成を掲げているが、このときの農協全国連、全中、農林中金、

全販連の会長はすべて農林事務次官経験者であったが、自立経営農家の育成は農協にそぐわないとして賛意を示していない。農協以前の産業組合が自作農中心の組織であり、小作農も参加する協同組合であったことを十分認識していたからであろう。したがって農業基本法の下で始まった農業構造改善事業に農協は、参加できなかったのである。農協は専業農家の育成のみに関わることなく、つねに集落全体の営農に着目し、農地の維持と生産の確保、農家生活を守ってきたが、同時にそのことによって地域社会が維持されているとも言えよう。農協の現状と地域の実情を把握すらせず、その廃止をもくろむ真意はどこにあるのだろうか。

## 2. 狙いは企業による農村市場の席卷

### (1) 全農と農協の経済事業が標的

第2期安倍内閣の農政は「攻めの農林水産業」とされているが、財界の求める農政を鵜呑みにしたもので、TPP妥結を前提とした政策である。農協改革はその柱の一つなのである。その口火は規制改革会議が提言し、具体策をそのワーキング・グループ(WG)が示していたもので、全中解体は14年5月13日に出されている。しかし、与党の農協改革案の中心は全農と単位農協との分断に狙いがあったため、6月10日の与党内の検討で全中問題は「農協内の検討を踏まえる」としていた。6月に出された与党取りまとめの改革案でも、農協改革の目的は、第1に「農業者、特に担い手から見て、農協が農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織となると思える改革とすることが必須」となっている。第2は「高齢化・過疎化が進む農村社会において、必要なサービスが適切に把握できるようにすること」。第3は「農業者が自主的に設立する協同組織という農協の原点を踏まえ、これを徹底することが重要」。第4は「農協批判を収束させ、今後は安定的な業務運営が行えるようにすることも重要」としていたのである。

この目的の第1は農水省の要求であり92年以後、農政の対象を認定農業者と農業生産法人に絞ったときから農協に同調を求めてきたものである。また第2、第3は農協に地域社会での貢献を求め、協同組合主義の高揚を唱えているが、近年は政府が農協の地域社会への運動を制限する動きに出ているのが現実である。第4の農協批判云々は、財界等企业サイドからのものが圧倒的で、農村市場への進出を狙う企業等の批判

は全く抑えられていない。

## (2) 農協事業のあり方

与党取りまとめの改革案では農協事業のあり方として、農産物の販売事業と生産資材等の購買事業に視点が充てられている。販売事業では単位農協の「買取り販売」を提言している。農協の販売事業は戦後、経済統制撤廃とともに農産物の市場価格の乱高下が起り、買取り販売によって、大きな赤字を出し、倒産が相次ぎ、整備促進法の発令となって再建した経験を持ち、その結果「委託販売」を原則としてきている。つい10数年前、全酪連が生乳の買取りを行っていたことから破綻に瀕したことは記憶に新しい。農産物価格の投機性を回避する方策として採られている委託販売方式を買取り販売とする理由はなにか。企業との競争裡に農協を曝すことにあるのであろう。そこで農協が淘汰されることを待ち望んでいるのかもしれない。

生産資材については全農・経済連と企業との徹底比較のうえ、もっとも有利な選択をするよう記されている。飼料・肥料・農機具などは長く農村市場において農協・企業・商店との競争の下にあり、並存しているのが現実である。値上げは農協が主導、値引きは業者が通例であろう。したがって農業者は十分選択しており、それゆえ飼料・肥料・農機屋さんが農村に存在している。農協も比較優位な事業を展開しなければ立ち行かなくなっている。こうした指摘も何をかいわんやである。

金融・共済事業については、14年5月、在日米穀商工会議所（ACCJ）が農協の信用・共済事業の管轄を農林水産省から金融庁への移管を提言している。以前、郵貯・簡保改革の際も同様の提言がされているが、いよいよ農協の資金が狙われているのである。今回の農協改革で金融・共済事業は農林中金・信連への事業譲渡、農協の農林中金等への支店・代理店化を促している。この方向はJAバンク法制定以後出されているものの、農協から金融・共済事業を分離することが目指されている。まさに、金融庁への移管の動きと一致している。すでにこれら事業が分離された生協・漁協等の経営実態は、容易に推奨すべき措置とは言えないのが現実であろう。代理店化した場合、営農事業資金の調達が容易ではなくなり、問題が多いのである。

また、農協の理事の構成につき、認定農業者や農産物販売などの経営のプロも求められている。しかし、こうした理事への登用もすでに必要に応じて行われており、若手・婦人の参加も随時行われている。農業生産法人への企業参入の場合と同様、有無を言わず企業参入の権限を得させようとの意図と思われる。これも協同組合の理念から

程遠いものと言えよう。

さらに准組合員を正組合員との関連で制限する方向と、組織の株式会社化・生協への変更が可能としている。これらは今後の都市農協等の対処方針となるのであろうが、問題が多い。

### (3) 連合会・中央会のあり方

農協に加えて全中、全農・経済連をはじめ農林中金・信連、全共連、厚生連についても改革案は言及している。全農・経済連については「農産物の有利販売に資するため、大口需要者との安定的取引関係を構築」、農協が全農・経済連を通じる販売にするか否かを選択させる。農業・食品産業の発展に資する経済活動を経済界と連携して積極的に実施する、と言う。現在、農協による系統利用に強制はなく選択とされており、食品産業への参入も可能な場合は実施されている。大口対策は協同組合原則を柱に農協法成立から行われていることである。あえてこれを強調することは小規模・兼業農家などへの協同組合の経営特性を否定することとなる。政府・与党としてとるべき対応策なのだろうか。また、食品産業への出資等については六次産業化を含め、条件のそろったところでは取り組まれており、取り立てて奨励の要もない。農村への企業進出をより促すためのものでしかない。

農林中金・信連、全共連については農協の事業譲渡をここでも促しているが、農協の金融そのものの本質は当座貸越しにあり、協同組合金融では特に北海道に見る組合員勘定、どこの農協でも行われている購買事業における掛売りが出来ることにある。しかも、農協内はもちろん、これまでもいくたびとなく、破綻に瀕した農協を相互扶助の原則で全国の農協が支援し、再建してきている。農林中金自体リーマンショック時、自ら招いた2兆円の赤字を系統からの資金で穴埋めしてもらったことを忘れてはいないであろう。これが相互扶助の金融である。80年代の半ばから90年代にかけ、金融自由化の下で、農協は資金量による合併を繰り返し、その結果1県1農協の出現ともなっているが、農協による金融事業の事業譲渡は農林中金1本とする金融合理化とも言え、農協、否、協同組合金融とは言えない。しかも農協の金融事業分離に直結することは自明であり、農協経営そのものの破綻に結びつくものである。

連合会・中央会の組織のあり方では、特に全農については株式会社への転換を可能とすることを明記している。全農は独占禁止法の適用除外の排除による影響を検討し、問題なき場合は株式会社への移行を検討することとなっている。農林中金、全共連も

民間金融機関・金融庁との検討を行い、農協出資の株式会社に転換することを可能にする方向を示している。

これらを見ると全中のみならず、農協の協同組合としての存続は危ない。5年後どのようになるのか、一般企業との区別がなくなるのだろうか。まさに農業協同組合廃止の方向である。

#### (4) 5年間の集中推進期間と農業委員会等の改革

農協改革の与党案の内容は以上のようなもので、これを5年の集中推進期間において検討することとした。5年間とは、農業政策で、転作廃止など米対策廃止の時期と同時期となるのである。そして農業委員会（農委）の改革も同時に出されている。

農委は2009年の農地法改正により、その権限が大幅に縮小され、農地の取得、賃貸借、転用に関わる業務が都道府県知事、市町村長等に異動したため、今回の改革案では農委の業務は担い手の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進とされている。農地転用違反に対しても「権限を持つ都道府県知事への行使の請求が出来る」とまで縮小されている。農業委員会の委員は、これまで公共性を旨として公職選挙法に基づく選出方法をとっていたが、改革案では市町村議会の同意を要件とする市町村長選任制となり、委員会の過半を認定農業者とすることとしている。農業委員会は農地制度の大幅変更によりその役目が変わり、東畑精一がかつて産業組合とともに「農業政策の別働隊」と位置づけた農業団体は消滅に近づいている。

農協・農委の先行する団体はいずれも日清戦争後に設立されている。1899年地主の団体として農会が、1900年自作農を中心に漁業者、中小商工業者を含めた協同組合として産業組合が作られている。農会はその後、帝国農会として農産物の作物振興と小作問題、戦後は農地法の下で農地の管理運営を担ってきた。他方、産業組合は経済の発展とともに中小企業、生活協同組合が分離し、戦後は農協、漁協、林業組合となり、より一層機能別となったのである。農業政策の別働隊とは、大正の米騒動、小作争議の頻発により米価政策、自作農創設維持政策が講じられるようになるが、その政策の実行団体となるのである。世界的な農業恐慌の影響も受けた1930年代には救農土木事業、小作農を含めた集落組織の育成、戦時下では食管法の成立となって、農業団体も巨大化する。戦時下ではこれらが農業会に統一され、戦後の農政においても米の食管と農地法を柱に運営され、農協・農委ともまさに農政の実行団体＝別働隊として機能してきている。1990年代以後の農政の転換から食糧自給を柱とする政策が消え、農地

法も廃されるとともに、TPP交渉を前に農業政策が消滅し、農業団体も必要とされなくなったと言うしかない。

### 3. 終末に近いTPP交渉

#### (1) アメリカの強引さと日本の妥協

TPP交渉は太平洋を囲むシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの四カ国が2005年に関税完全撤廃の協議を始めたのがきっかけで、今年で10年になる。

このように長引いているのは、09年にアメリカが参加し、自らの主張を始め、参加各国の対立が際立ってきたからである。日本も13年、事前に自動車、保険でアメリカへの譲歩を行い、牛肉について生後20ヶ月から30ヶ月への引き下げを行ったうえで、参加となっている。しかし、この交渉はアメリカというよりアメリカの個別企業の最大限利潤追求を代弁するもので、当初の関税撤廃と貿易制度改正という構想は困難となってきた。そのうえ、あと2年となったオバマ大統領の任期を前に、アメリカ国内では国会で共和党勢力が強まるなかで、大統領へのTPA（貿易促進権限）を与えることが難しくなっているとされ始めている。これまでアメリカはこの種の合意があってもそれに従わない州が出てきていて、実行は完全ではない。二国間協議合意後の実行すら保証のないまま、日本では重要五品目の関税撤廃に反対する全中を農協改革で廃止し、口封じをしている。

交渉の始まりは2011年の首脳声明を前提に、2013年の日米首脳・共同声明で始まっている。14年4月の日米首脳会談で、オバマ大統領は日本の農産物に対する関税撤廃の要求を降ろし、関税撤廃を前提としない「方程式方式」に合意した、と言われている。「方程式方式」とは、関税率だけを話し合ったり先に決めたりせず、他の要素とセットで協議し一括して決める方式で、着地点を見出していくこととされている。関税率の引き上げ幅、その期間、セーフガードないし関税割り当てなどの組み合わせで合意点を求めていく方法である。

14年4月のオーストラリアとのEPA交渉は合意に達し、15年1月15日から発効している。その内容はたとえば、牛肉については国産牛と競争となる冷蔵牛肉について、関税率の削減を長期間（15年間）かけて段階的に行い、最終税率は冷凍牛肉（19.5%）よりも高い水準を確保する。輸入が急増した場合は関税率を38.5%に戻し、セーフ

ガードを導入するとしている。乳製品について、今回はバター、脱脂粉乳については除外し、加工用チーズについては国内需要増加分の輸入とし、国産チーズへの使用を利用者に義務付け、関税割り当てを設定することで守っている。

日豪EPA後の国会ではこれを受けて今後のTPP交渉は「日豪EPA交渉の大筋合意がぎりぎりの超えられない一線（レッドライン）だったことを明確に意識した上で、先の総選挙・参議院選挙での党の公約および衆参農林水産委員会におけるTPP対策決議に関する決議を遵守し、毅然とした態度を貫くよう厳しく申し入れる」との決議を行っている。しかし、14年9月の日米閣僚協議ではアメリカの強硬姿勢により、物別れに終わっている。このときアメリカは牛肉のセーフガード発動水準を、BSE発生以前の年間40万tとすることを主張したと言う。日豪EPAにおけるセーフガード発動水準もすでに消費量が減少しつつあるなかでは高いのである。それ以上の発動水準の引き上げではセーフガードの意味を成さなくなる。

2015年に入り、アメリカでは1月下旬の公聴会で、フロマン代表がTPPの現状を「最終的な輪郭が見えてきた」と述べ、日本の甘利大臣も交渉の進展を認めている。そのうえマスコミが重要5品目に関わる情報を流し始め、政府はこれによって世論の反応を見極めようとしている。アメリカではこのようなマスコミによる報道はなく、TPP問題だけで連邦議会議員に対する説明会を随時開催し、事前に委員会に提示され、交渉の現状の説明とその反応を得ているとのことである。5月連休後内閣府副大臣がアメリカの対応と同様の説明を行おうとしたところ、すぐ撤回したが、情報の公開のないまま決着をつけようというのであろうか。どのような決着がまっているのか定かではないが、現時点での農業への影響を見ておこう。

## (2) 伝えられる協議事項と農業の現実

### ① MA米の量的拡大

まず、米について。アメリカ産米を主食用として20万t規模で輸入枠を拡大（15年1月25日 日本経済新聞ほか）。これとは別にSBS米5万tを特別輸入枠として新設。また同量の主食用米を備蓄米として買い入れる案を検討中という（15年2月1日 日本経済新聞ほか）。都合30万tのアメリカ産米の輸入枠の拡大であり、早くもオーストラリアをはじめ、ベトナムなどにも同様の扱いを求められる状態と言う。

現在、MA米は年間77万t輸入されており、その47%がアメリカ産、タイ45%、オーストラリア5%となっている。1990年代初めからの輸入総量は1,353万tを超

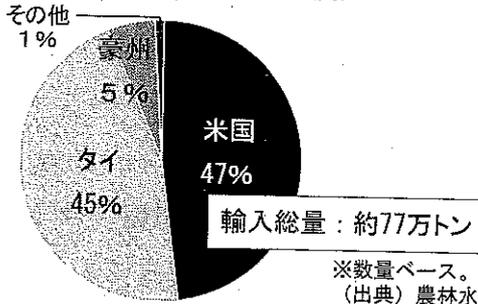
え、SBS米も9年から13年で40万t、ここではアメリカ産32%、オーストラリア17%、中国37%、タイ12%となっている。ガット・ウルグアイラウンド農業合意時の国内消費量は一人当たり年間75kg、現在は57kgと減少してきている。作付面積は210万haを超え、生産量は1,000万tであった。しかし、今年、15年の生産目標数量は750万tと250万tも減っている。〈図1〉にあるように、09年から13年の累計381万tの処理状況から見ると飼料用米48%、加工用24%、援助用19%、主食用9%となっており、主食用米が低迷するなか、餌米、加工用米、くず米などの低価格化など、影響はすでに大きい。

とくに生産者米価は、14年産米から戸別所得補償はなくなり10a7,500円の直接支払いとなり、指標価格もなくなったので、昨年秋は60kg8,000円台となっている。しかし、消費者米価は1万5千円を超えるようになってきている。大正の米騒動と同じ状況なのである。米の流通は1996年の食糧法から誰でもどこでも米は売れるようになり、現在では、農家・農協などの直販を除く実際流通する量の8割はスーパー・コンビニが支配している。米卸は総合商社によって支配されているので、総合商社が生産者・消費者米価を決めているのである。「出来秋は安く買い、消費者米価は高く売る」こととなっている。今年7月から米の市場を開設するというが、全農の株式会社化問題と併せると、県間競争がよりひどくなり、値下げ競争となる。そのなかで、輸入米の拡大はより一層の米価の引き下げ要因となる。

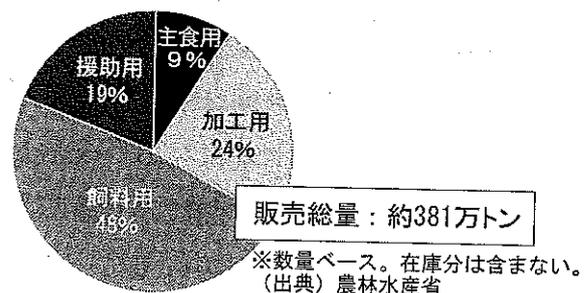
規制改革会議では現行の米価を4割引き下げ、1万円米価を提言していたが、すでに実現している。最近時、12年産の生産費調査で見ると15ha以上の農家ですら60kg当り1万1千円かかっている。戸別所得補償の指標価格は1万3,700円だったが、これは当時2ha規模の農家の生産費だった。このままでは米の自給すらおぼつかなくなる。

図1

MA米の国別輸入割合（25年度）



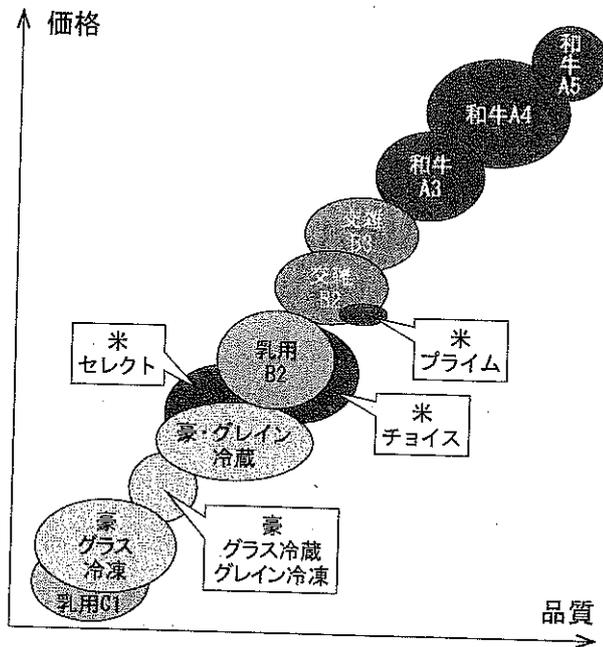
MA米の販売状況 21~25年度累計



## ② 牛肉のみではない影響

牛肉の関税は日豪EPA後、発効時に20%（27.5%を軸に検討）に引き下げ、10年後に20%程度に、15から20年かけて10%前後にする方向で調整すると報じられている（15年2月26日 日本経済新聞）。14年度の牛肉の主な輸入国はオーストラリア53.6%、アメリカ34.8%、ニュージーランド5.5%、メキシコ3.7%、カナダ2.4%となっている。その品質と価格の概要は<図2>のようになっている。アメリカ産の牛肉は

図2 牛肉の品質・価格



日本の畜産・酪農と直接競合関係にある。しかも、今の日本における畜産・酪農経営は、米との関係で言えば、飼料用米や稲のWCS（稲発酵飼料）の主要な受け手であり、輸入増は耕畜連携や循環型農業を根底から崩すこととなる。現在のセーフガード発動水準は前年度の輸入量の117%を超えた場合は関税率50%としているが、アメリカの要求する発動水準の引き上げは輸入量をより増大させることとなる。

## ③ 経営の厳しい酪農

乳製品については、生乳は国産乳が充てられているものの、経営は輸入飼料価格の動向に左右され、とくに近年UAE、中国の輸入量が急増するなかで円安も相俟って、酪農経営を圧迫している。チーズ・バターは畜産事業団が一括輸入しているものの、需要に対して輸入に頼ってきている。TPPでは、チーズについては無税または低関税で輸入する特別枠を設定。バターは国ごとの特別枠を設定し、輸入枠に上乗せする案が検討されているという（15年1月31日 毎日新聞）。2013年度の生乳生産量は745万t、輸入はナチュラルチーズが22万7千t、バター4千t、脱脂粉乳3万2千tとなっており、内外価格差は加工原料向け国内生乳取引価格が最近時kg当り63円、国際価格は24円で2.5倍となっている。国内産加工原料乳価格は関税割り当てによって保護されているものの、不足払いはかなり引き上げなければならなくなる。飼料価格の高騰と乳価の低迷、他方で和牛価格の高騰もあって乳

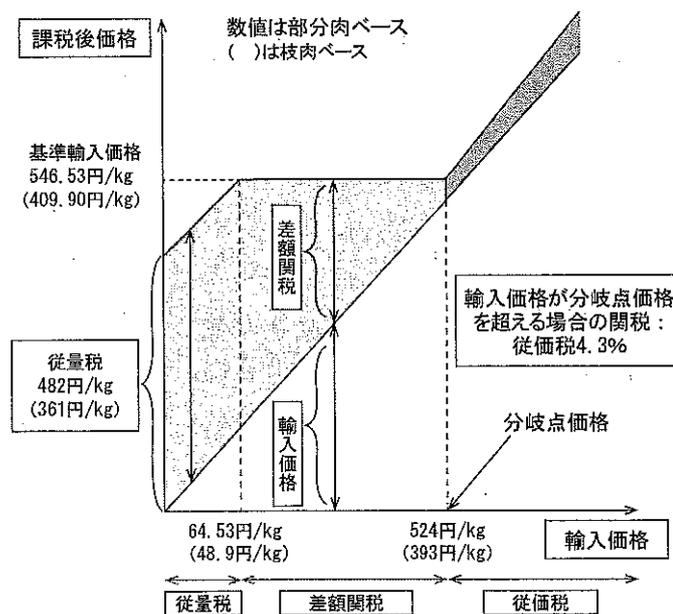
用雄子牛からほぼ1頭10万円高い、交雑種の黒毛和牛に変え、乳用子牛の確保が難しくなっている。酪農家の戸数も14年には1万8,600戸となり、10年前から見ると1万户減ってきている。酪農に関してアメリカは、ニュージーランドなどとは競争にならず、日本には液状化したホエイの輸出拡大を意図していると言われていたが、これも日本の酪農にとって容易なことではない。

#### ④ 差額関税なしとなる豚肉

国内生産額6,000億円、生産量91万tある豚肉は、内外価格差2.2倍の下、差額関税で守られている。それは<図3>にあるように、輸入価格がkg64.53円以下の場合従量税482円、輸入価格が524円以上の場合4.3%の従価税となっている。日豪EPAではこれを、従価税4.8から2.2%に削減したうえ、輸入枠を5,600tから1万4千tに引き上げたのである。

TPP交渉では、4.3%の従価税は長期間かけ撤廃（15年1月30日 日本経済新聞）、kg当り482円の重量税を10年以上かけて50円まで引き下げる（15年2月2日 日本経済新聞）。セーフガードについてはkg当り100円程度引き上げることを検討（15年2月2日 同）とされている。豚肉の輸入価格は高価格部位と加工需要の多い低価格物との組み合わせで輸入されており、kg当り524円が分岐点価格とされている。差額関税は個々で輸入を防いでいるのだが、これを超えた場合、低価格部位の輸入が増え、国内生産は困難になる。

図3 差額関税制度の概要



## ⑤ 丸裸となる甘味資源とその他の作物

さとうきび（甘じや糖）、ビート（てん菜）、でん粉は沖縄、北海道、南九州の地域特産物として長く振興されてきた作物である。14年度の生産量はさとうきび119万t、てん菜は357万t、でん粉原料用かんしょは南九州で13万6千t、北海道のばれいしょでん粉は83万tである。内外価格差は砂糖が3倍強、でん粉原料作物は国内産kg当り49円に対し33円である。関税率は粗糖がkg当り71.8円、砂糖は103.1円で輸入糖からの調整金を財源に生産者・製造業者に対し、生産経費と販売価格の差額相当部分の交付金を交付している。さとうきびはt当り16,420円、てん菜にt当り7,260円、でん粉用馬鈴薯26,000円等となっている。関税益と調整金が交付金の財源となっている。しかし、日豪EPAでは高糖度粗糖について、一般粗糖と同様、無税としている。調整金は砂糖で500億円。でん粉は140億円を徴収しているが、甘味資源作付け交付金で150億円、国内産いもでん粉交付金30億円を出している。無税となると調整金がなくなり、交付金がきつくなり、生産の維持はきわめて困難となろう。

甘味資源のほか麦については小麦・大麦とも90%が輸入となっている。第2次関税率もkg当り小麦55円、大麦39円となっていて、国家貿易を前提とした供給管理システムの維持が必要とされている。

重要5品目に関する日本のマスコミの報道は小出しに行われているが、牛肉、豚肉、乳製品、米などで、低・無関税枠を設定し、枠を超えた場合関税を引き上げる案を提示しているとの情報もある。形としてはセーフガードをとり、国内的にはそれぞれ緊急的な措置を講ずることによって当面切り抜けようとしているようである。

TPPに関わる二国間協議は5月連休明けとされていたが、アメリカの国内事情から進んでいない。それにしても情報公開がされないなかでどのような結着となるのか予測がつかない。西村副大臣の『お粗末』のみならず、5月15日に行われた渋谷審議官の説明会もおざなりなものだった。世界的に強まる情報公開のなか、早急な公表をまず求めたい。

(いしはら けんじ 元立教大学 教授)

キーワード：全国農協中央会／協同組合原則／非営利の事業／  
信・共事業の分離／MA米とSBS米

# 農協について考える

過去 現在 未来?

石原健二

## 1. 日本の協同組合

### ■無尽、五常講—前近代の協同組合的關係

事務局からの提案に沿って「農協について考える—過去、現在、未来?」としておきましたが、未来は多分ないだろうと思って?マークになっています。

折からといいますが今年 2014 年の春ごろから全国農協中央会を廃止するというところから始まって、農協を次第に亡きものにしていこうとする動きが加速しています。

この現状のなかで農協を考える場合に、日本の協同組合には一定の特徴がありますので、そのあたりからお話していこうと思います。

そもそも協同組合的な動き、行動というのは、江戸時代の後半あたりから全国的にかなりみられるところですが、さすがに現在は身の回りではなくなってきてはいますが、無尽なんていうのは僕らが子どもの頃はずい分やられていました。沖縄では、いまでも健在です。沖縄は若者を中心に就職がない、失業が多いわけですが、それでも何とか食べていけるのは、中学のクラスごとの無尽とか高校の友達同士の無尽だとか、若い人の無尽がいまでもけっこう存在していることが相互扶助の一種として機能しているからでもあるようです。それがあから失業時でも、ある程度耐えられる。

そうした無尽講を中心とする協同組合的な関係が江戸時代にもあって、大きなものでは二宮尊徳の「報徳社」が有名で、そこでは「五常講」というものが行われていました。たとえば農家でおカネが足りなくて借りるとなると、まず返済1年据え置き、元本を5年間で完済する。さらに元本を返したあと、その五分の一のものを6年目にもう一度払うのです。ということとは120%で返す。1年据え置きがあるので実質7年間で120%返すということになりますから、だいたい年利でいえば4%程度でしょうか。それを二宮尊徳がやったわけです。

明治維新後では群馬・富岡を中心とする「甘楽社」だとか「碓井製糸社」だとか、これらは販売協同組合なのですが、それで絹の販売に当たっていく。そのために八高線ができて八王子に行き、八王子からは横浜線ができて横浜まで運んで絹の輸出をする。このルートが日

本のシルクロードになっていくわけです。そのような方向への動きが「甘楽社」や「碓井製糸社」といった販売協同組合によって行われました。

それらは前近代的な性格を持った協同組合とっていいと思いますが、江戸時代の後半から明治の30年代前半ぐらいまでは、そういった関係が存在していました。

### ■「産業組合」が日本の近代的協同組合の始まり

近代的な協同組合では1900年ちょうどに「産業組合」というものができます。これは1894年に起きた日清戦争の賠償金が清国から入りまして、2億7千万テールですね。テールというのは一円に等しいわけですが、その2億7千万円の賠償金を元々清国は7年年賦で払うとっていたものを1年で、しかも金貨で払ってくれたのです。2億7千万円がどのぐらいの金額かという、当時の一般会計がほぼ6千万円ですから、国家予算の4年～5年分にあたるおカネです。それを金貨で払ってくれた。それによって日清戦争の戦費などを賄うためにイギリスから借りていた借款を返す、金本位制にする、そうして近代化に必要な殖産興業を進めていくこととなります。「産業組合」設立も日清戦争の賠償金を基盤とした殖産興業策の一環です。

ちなみに各県の中等教育整備の要となる中学校、ナンバースクールの中学校も、この日清戦争の賠償金で建てたということになっています。ですからナンバースクールの中学校は、各県ともだいたい1895年頃につくられているわけです。

じつは農業関係も日清戦争までは税金・徴税の対象であって、政府の施策としての農業政策は何もありませんでした。それが日清戦争後の1899年に地主の団体である「農業会」が設立されます。その1年後に自作農と自小作とを対象にした協同組合をつくるということで「産業組合」が発足します。同時に農業者だけではなく、遅れていた中小企業者、商工業者を含めて組合員として参画させ、地域の協同組合をつくらせて、そこを拠点に殖産興業をやっていくことにした。したがって、この「産業組合」は農業のみならず中小の商工業者を含めた協同組合として形成されたものです。

### ■複合型・総合型が日本の協同組合の特徴

ヨーロッパ等の協同組合はどうかというと、イギリスの場合は消費協同組合です。ドイツは信用組合から始まったライフアイゼン——ライフアイゼンというのは農業地域の信用事業を中心とした協同組合です。それからシュルツェ・デーリッチというのがありまして、これは市街地で信用組合を組織していったものです。いずれにしてもドイツの場合は消費協同組合ではなくて、信用協同組合として協同組合が形成されていきました。日本はどちらかというと、このライフアイゼン型の協同組合を真似ています。最初は信用組合として出発するわけです。しかし、発足後すぐに購買事業だとか、つまり肥料・農薬、資材なども扱うように

なり、それから販売事業——農家の農産物の販売ですね——にも取り組むようになります。協同組合は組合員が中心になるので、購買というのは農家を買う側です。肥料・農薬や資材を扱う。販売は農家が農産物を売るということなので、それが販売事業になります。消費者からすると逆になるわけです。

そういったかたちで信用事業から始まった「産業組合」も、併設して購買や販売の事業も行なわざるを得なくなることから、日本の協同組合は兼営の協同組合の実態を備えるようになり、信用と購買・販売といった事業を総合して運営する協同組合として展開することになっていきます。そこがヨーロッパの協同組合との違いでして、複合的経営をする協同組合として形成、展開されていく。しかも最初は集落組織中心でしたが、少し時が経つと国が法律を定めて協同組合を推進していくことになりますので、市町村、県段階、それから全国段階に至る、集落単位を含めると4段階から成る協同組合として活動していくという、世界的にも稀な複合型の協同組合としてのあり方をかたちづくっていくものとなります。さらに農業とか商業、工業というように特殊な業種単位でまとまるのではなくて、総合的な協同組合として発達するというところも非常に特徴的といえます。

#### ■ケインズ政策のなかで小作人も「産業組合」へ統合

そうはいっても初めは、なかなか発展しないわけで、ある程度機能するようになるのは第1次世界大戦後、とくに世界恐慌が起こるあたりからなのですね。その頃から協同組合の活動が活発になってきます。

第1次大戦があって戦争の結果、兵器なども化学化が進み、その副産物として化学肥料が急速に発展を遂げていきます。それによって従来の肥料商、多くは魚肥を中心とした肥料商で、ニシンとかイワシとか近海で獲れる魚を肥料にして畑や田圃にすきこむのですが、その肥料商がじゃまになってくる。そこで協同組合を使って化学肥料を普及させ、同時に従来の肥料商を駆逐する。協同組合を政策手段に使うって化学肥料の市場拡大を図るということが行われた。そのために「産業組合」を大いに使うということですから、肥料をはじめとした購買事業の拡大が推進されます。

もう一つ、この時期の特徴的な動きとして1929年に世界恐慌が勃発し1930年頃には農業恐慌が出てきますが、それに対応して1932年から1934年にかけて高橋是清が時局匡救事業、いわゆるケインズ政策の先駆的事业として農村の救済のために土木事業を行います。赤字国債を発行して財政支出を拡大し、それによって土木事業をやる。これを3年間続けることで、ある程度まで世界恐慌・農業恐慌の打撃を緩和することができた。その際に「産業組合」の組合員の資格を、自作農と自小作に限定されていたものを小作人にまで広げたのです。農事実行組合というのを集落ごとにつくらせて、その農事実行組合に加入する小作人については、農事実行組合自体を「産業組合」の組合員に組み込むというかたちで「産業組合」に加入で

きるようにした。小作人を含めることで小作人も協同組合のメリットを一定程度共有できるようにするとともに、「産業組合」の規模拡大を実現したわけです。

共同組合の発展としては、この第1次大戦後の世界恐慌・農業恐慌を機にした小作人の「産業組合」への加入ということが、一つの大きなステップとなっています。

### ■戦時体制下で進められた協同組合の再編成

その後は戦時体制のもとで、戦時体制構築のために政府が協同組合を積極的に利用していくことになります。農業政策そのものが統制経済のなかで政府直轄になっていくのですが、その場合に「産業組合」は政府の政策推進の別働隊としての役割を担わされるのです。政府の農業政策と密着させながら「産業組合」を育成し強化するというやり方です。

戦時経済に移行してすぐの1942年に食管法が成立します。これは農家からは最劣等地の価格で買い上げ、消費者にたいしては家計費を参酌しつつ賃金の上がるような安い米価で供給するというものです。そのなかで「産業組合」を最大限利用する。

1943年、昭和18年には、先ほど言った1899年設立の地主の団体である「全国農業会」—「帝国農会」と「産業組合」を合併させます。農業団体法という法律を制定して、「全国農業会」と「産業組合」を一つにした「農会」を発足させる団体再編成を行ったのです。これによって「産業組合」がなくなりますから、関連して「産業組合」のなかにあった事業・組織についても再編成が行われています。市街地での信用事業は、市街地信用組合法というのを公布して「産業組合」から除外していく。産業組合中央金庫というものもありましたが、これは農林中央金庫といういまもある名前にして継続する。それから戦争が終わってからのことですが、農協ができて団体法から農協法に代わる過程で、農業関係の協同組合ではない消費協同組合を除外する必要性が出てきますので、農業団体が農協に転換されると同時に生協などの消費協同組合が形成されてきます。

ですから1900年の産業組合法によって行われていた市街地信用組合的な事業だとか生協的な事業も、戦争終結を前後して推進された農業団体の独立とともに、信用金庫なども含めて元の「産業組合」から各々分離して展開されていくことになるわけです。明治期の産業組合法にもとづく「産業組合」は終戦とともに分解して、そこから農協、信用組合・信用金庫、生協などが個別の発展が始まるということですね。

## 2. 農業協同組合の成立

### ■農協・農協法の混合的性格

戦争が終わると同時に、1945年、昭和20年の12月9日に進駐軍による農地改革の指令というのが出て、そこから農地改革が進展していくことになりますが、そのなかで“農民とは”

という一つの定義ができあがります。その定義にもとづいて農業協同組合法をつくるのです。つまり農業協同組合は、進駐軍の命のもと農地改革と後の農地法に規定された農民を中心とした協同組合として成立することになってきます。その意味で戦後の農業協同組合・農業協同組合法は、「産業組合」のときの農業関係の協同組合と、統制経済のもとでの農会法と、もう一つはアメリカの協同組合の三つが合わさってできています。

アメリカの協同組合は、日本のような信用組合や購買組合ではなくて販売協同組合なのです。みなさんよくご承知のサンキストなんかも協同組合なのです。そういうアメリカの販売協同組合的なものを日本の農業協同組合に入れろといわれて、それで販売事業の強化というのを農協法に採り入れたりしました。

ですから農協法の特徴は、「産業組合」のときの農業関係の協同組合と、統制経済のもとにおける「農会」としての性格と、それとアメリカの販売協同組合的な性格との三つを兼ね備えた協同組合法として成立したことにあるといえます。

農地改革の展開からすれば農協法は、ほんとうはもっと早めに整備されなければいけなかったのです。ところが統制経済が撤廃されるのは昭和28年、1953年のあたりです。それまで、つまり朝鮮戦争が終息する頃までは食糧の供給がスムーズではなかったので、「農会」を潰すわけにはいかなかった。一方で農協法という法律自体は成立していたけれども、実際は食糧供給の基盤をそこに移すことができなかったのです。農協法が法律として成立したのは昭和23年、1948年ですが、統制経済がなくなる1953年までは農業協同組合が実効ある役割をはたすということにはなっていません。

## ■農協の主体—自作農、小作、準組合員

農協法の中身をみると、第1に主体については、農地法にある農家ということと同じ定義によって位置づけられています。農地法には「耕作する人が農地を所有することを最も適当と認め」という規定がありますが、まず農地を持っている自作農が農協の組合員になるということで自作農が全員加入する協同組合。それと戦前につくられた農事実行組合、集落営農組織ですが、それが組合として自作農家と同様に組合員になる。加えて準組合員を認める。いま農協をぶつつぶすという「農協改革」で準組合員を認めない、農協は農業者のための事業だけやっていたらいいんだと攻撃的になっているところですが、じつは先ほどから言っているように日本の協同組合は農業だけではなくて、ほかの農業外の組合員も含めた協同組合としてあったわけで、農業地域以外、市街地の組合員も商工業者などたくさん存在していました。その経緯があるから準組合員制度を戦後も残さざるを得なかったのです。

第2に農協を生産共同体として位置づけています。進駐軍からは販売を中心とした協同組合であるべきだといわれていたのですが、これにたいしてむしろ生産共同体であることを強調した。

第3として生活文化活動。戦後民主化の一環である農村の近代化に協同組合も取り組まなければならないとして、生活文化活動を行うことが盛り込まれました。

第4に、地区農協への加入は当然とされています。農業者であれば、みんなそのまま農協の組合員になる。

第5に、いろいろ特殊な農業組合を認めていまして、そのため酪農・畜産だとか野菜であるとか果樹ですね、そのほか加工を含めた各種の農業組合がそれぞれ雨後のタケノコのようにできてきました。しかし、その後、加工といった分野の組合は競争で負けてなくなっています。

### ■農協の事業方式を決めた整備促進令

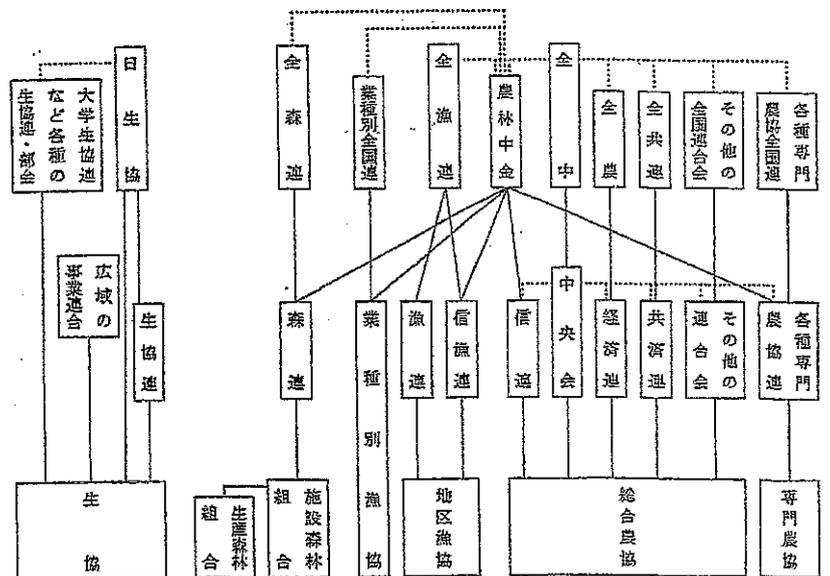
戦後の物が無い時代、農協は政府からの様々な物資を引き受けて配給の手足となっていました。昭和27・8年頃になると物がだんだん入ってきて在庫が溜まり、販売・購買事業は赤字になってきます。それで1954年、昭和27年に整備促進令というのが出されました。現在の農協の事業のやり方は、たとえば信用事業ですと預金の三分の二は県の信連に預けなくては行けないし、その信連は預金のうち農協からのものと独自に集めたおカネの半分以上を農林中金に預けなくては行けない。そういうことを、このときの整備促進令で決めたのです。したがって農協はいくらおカネがあっても、貸付は三分の一の範囲でしかできません。県の信連は半分しか貸せない。あとはすべて農林中金に預けて、農林中金が政府関係を含めて財政投融资などの資金にする。そういうかたちで、この頃から農協のおカネが、金融システム全体のなかに組み込まれて機能し始めることになるわけです。

販売・購買については買取や直接販売などはやらない。それをやるとリスクが多すぎますから、全部、手数料収入にする。

手数料は販売でも購買でも、すべて2%以内とすることが決められました。そうすることで農家・組合員の負担を軽減させるやり方を昭和27年から29年ぐらいの時期に定着させて、それが高度経済成長期における協同組合の事業拡大に非常に役立つことになっていったのです。

このように日本の協同組合形成の全体的な流れは、だいたい1900年頃に始まって1930年台に

日本の各種協同組合組織の概念図



大きな変化があり、そのあとは1943年の戦時経済による統制、それから戦後は農協法のもとでの展開として推移してきたといえます。そのなかで戦前・戦後が断絶しているかといえれば必ずしもそうではなく、たとえば1938年の国家総動員法あたりから農業会などの協同組合組織が政府の別働隊として明確に位置づけられ、政府の下部組織として利用されるわけですが、その位置づけ、性格は戦後の農業協同組合へも引き継がれていくという側面もあるわけです。

### 3. 協同組合の変質と農協つぶし

#### ■土光臨調でコメが槍玉、ばっさりカットの農業予算

戦後の農業・農協をめぐる動きのなかで、決定的に変わっていくのは1980年代、それをもたらしたものはバブル形成・崩壊を背景とした土光臨調と財政再建の圧力です。1961年に農業基本法が成立して、それ以降1960年代から70年代をたて80年代の初めまでは、大きくいって農協の事業の拡大期に当たっています。各地方の農協の事業力がぐんぐん伸び、経営的にも安定していく時期だったといえるでしょう。ところが1970年代の終わり頃から財政再建の必要性が強調されるようになり、その推進を託されたかたちで土光さんが出てきて臨調をやる。そこで槍玉に挙げられたのが3K、コメと国鉄と国民健康保険、これを改革しておカネをうんと削らなくちゃいけないというので、農林予算もばっさりカットされる。1982年から1989年の間に、ちょうど年間1兆円が削られます。

全体の国の予算は年々5%ぐらいずつ増えていきますから9年間では50%以上の伸びとなっているのですが、その間に農業予算は3兆7000億円から2兆6000億円へと約30%も、ガタッと減っていきます。

1992年にコメの自由化が行われ、1996年には食管法から食糧法に切り替わる。農業基本法も1999年に「食糧・農業・農村基本法」変わる。そういった急激な変化がありまして、農協自体も事業の中身が大きく変わっていくことになります。この過程では同時に住専問題があったり農協改革の問題が起こって、農協組織を3段階から2段階制へと移行する。信用事業ですと信連とか共済事業をやっている県の共済連といった組織が、全共連と一緒にいくというかたちです。県連をなくして系統2段階制にする合理化です。合理化では農協合併も推進されています。

そのように農業予算の減少と併せて、1980年代からは農協の性格にも急激な変化が表れてくるようになります。

#### ■“剰余金の資本への転化”認めたICAの原則変更

それと指摘しておく必要があるのは、1995年に行われた国際的な協同組合原則の変更です。

1989年のソ連邦崩壊で社会主義陣営が解体したのちの世界は新自由主義の波に流されていくわけですが、じつは協同組合も、この新自由主義の波を受けて原則の変質が進められていきます。1840年代、穀物条例の頃にロジデールの原則というのができて、それが協同組合原則といわれるものです。柱となるものが九つあります。組合員は一人一票、資金によって議決権が決まるわけではない。組合員の出資によって全部運営する。配当は制限する。剰余金の配分は協同組合の利用高に応じる。商品は市価で組合員に提供する。掛売りはしない。量目の徹底。宗教・政治にたいする中立。組合員の教育——こういったものです。その後、社会主義が成立し、あるいは戦後、資本主義と社会主義の二大陣営が拮抗する状況のなかで、その都度原則には一定の修正が加えられてきましたが、なかでも大きな変更があったのは1995年に開催されたICA・国際協同組合同盟のマンチェスター総会においてであって、このときから原則という用語が使えなくなり、正確には「考え方」とか「定義」などと表現されるようになりました。日本では、いまでも協同組合原則といっていますが、英語としては使われていません。

何が変わったかという点、ICAが定める協同組合原則の第3原則として、「組合員の経済的参加」というものがあって、それまで、この第3原則の中心は剰余金がある場合には、それを全部組合員に返すという規定でしたが、1995年の「原則」変更によっていわば“剰余金の資本への転化”が認められることになりました。蓄積に使ってもよくなった。これは協同組合の根幹にかかわる転換です。協同組合も株式会社になった。剰余金の蓄積と再投資を共同組合に認めたから、機能としては株式会社と同じになった。

## ■ “地域から農協がなくなる” 農協合併

日本における大きな変化は、1980年代を中心に金融の自由化が進みますが、それに併せて行われた協同組合の相次ぐ合併です。1960年、昭和35年には全国に12835の農協がありました。もっと遡って農協発足時の組織数は3万を超えていました。このときは昭和28年に町村合併が終わって、そのあと直ぐに農協合併助成法というのができます。町村合併に併せて農協合併を進めたことから、3万あったものが12835に減少した。町村合併では1万近くあった町村が3000程度になったけれども、農協はそこまで減らずに12000ぐらい残りました。

1980年代の農協合併の場合は、金融自由化への対処として、1店舗の資金量が何億円以上なければいけないという条件が日銀や大蔵省から付けられたために小さな農協が合併せざるを得なくなった。農協法どおりに集落単位で農協をつくと小規模な農協も多くなります。当時、農協の数がもっとも多かったのは青森県ですが、金融自由化で、そういったところの小さな農協がバタバタと潰れる状況が出てくるようになり、合併が促進されていくわけです。このときの合併で、およそ4500にまで農協は減少しました。

その後、バブル崩壊のもとで金融自由化に拍車がかかり、外国為替変動の影響も被るなどし

て約 3500 になり、さらに新自由主義の波を受けたなかでの組織 2 段階・事業 2 段階の合理化による合併が進められ、2000 年代の農協数は 1300~745 に減少しています。2014 年には、とうとう 700 を切ったそうです。694 か 5 か、というところでしょうか。

### ■ヨーロッパの協同組合運動も様変わり

協同組合としての農協は、こういった変遷を遂げてきているわけですが、変わってきたのは日本だけではない。とくに新自由主義の方向が強まるなかで世界的にみても、協同組合のあり方に大きな変化・変容が生じています。ドイツでは消費共同組合がなくなりました。イギリスでは 1995 年に I C A—国際協同組合同盟の 100 周年記念総会をマンチェスターでやって、これが先の原則という規定を使うのを止めた総会ですが、それから 1 月たったらイギリスの消費協同組合が潰れてしまった。このときに久しぶりにイギリス人が国際協同組合同盟の会長に就任したのですが、1 ヶ月ともたなかった。国際協同組合原則が変更されるのと同時に、その状況のなかでヨーロッパの協同組合が軒並みに潰れていくという、そういう現象が起こっています。スペインのモンドラゴンであるとかイタリアの社会福祉的な協同組合であるとかが、かろうじて残っている。イギリスでも集落中心の小規模な協同組合が、徐々に生まれ始めている状況はあります。いずれにせよヨーロッパにおける協同組合事情は様変わりです。

### ■安倍の農協つぶし、その背後にいる大企業

日本では金融の自由化を中心に、企業からの協同組合にたいする圧力が非常に強いのです。これに農協はなんとかこらえていたのですが、生協の方は共済事業——生協の保険事業ですね、それを分離されたことで、生協事業のマイナスを保険事業で補っていた生協はかなりつぶされてしまいました。漁協は信用事業を取り上げられて県一本になりました。したがって、漁協の仕事は市場——漁協市場の管理と漁協組合員の指導だけに限定されることになりましたので、存立が危うい事態に陥っています。この事態につけ込んで、漁業権を企業によこせ、移譲しろという要求が声高に叫ばれ、その方向が強力に進められています。3.11 以降、宮城県の知事が漁業権を企業に売り渡せとしきりに要求しています。漁協は非常にピンチです。

林業も危ない。要するに協同組合全体が大変な時期にあるわけですし、そのなかでは農協が何とか残っていたのですが、TPP の問題が起こり、TPP で妥協してはならないと安倍内閣に突きつけたところ、国内経済・産業を犠牲にする妥協をしなければ TPP など成立するはずがないことから、安倍としては「農協はオレ様をつぶす気か」となり、じゃあ、その前に農協をつぶしてしまえと攻撃をかけてきた。安倍は、とても短絡なようで、何か批判・攻撃されると、カーツとなる。それで「全中をつぶせ」と号令した。

もちろん、その裏には企業がついています。商社がコメの市場・流通を握った状況ですか

ら。それで今年のようにコメの動きが商社の思い通りになる。そうすると、それ以上に農業市場を掌握するにはどうしたらいいのか、ということを考えるから、規制改革会議のワーキンググループが幾度となく協同組合の「改革」について提言を出す。つい2週間ぐらい前にも農協つぶしの提言を行っています。あたかも自民党や内閣府、安倍総理大臣が農協つぶしに躍起になっているかのようですが、その背後にある大企業が農村部を独占的に支配する、漁業・林業、国土を含めて企業の思い通りにしたい、するという意図がみえみえになってきました。僕は2年程前から「本来の敵は企業なんだ」と我が全中には何遍も言っているのですが、全中は一回も企業は敵だとはいわない、認めないのです。だから、なくなるんだ。

### ■農協資金に狙いを定めるアメリカ金融資本

じゃあ企業は何を狙っているのか、ということです。JA事業の主要取扱高(2012年度)のなかで、信用事業と共済事業ではアメリカが信用事業の貯金と共済事業のおカネを欲しいといっています。その要求を規制改革会議のワーキンググループが代弁している。アメリカさんが農協の貯金90兆円と共済の保有高300兆円を欲しい、といっている。農協を解体すれば、ヘッジファンドをはじめアメリカの金融資本が、この巨大な資金をいただくということになる。

JA事業の主要取扱高 (H24年度)

信用	貯金残高	90兆992億円	(1,257億円/1JA)
共済	長期共済契約保有高	297兆3,299億円	(4,147億円/1JA)
購買	購買事業供給高	2兆9,571億円	(41億円/1JA)
販売	販売事業取高	4兆3,305億円	(60億円/1JA)
	ファーマーズマーケット	約2,300施設、年間販売約2,500億円	
厚生	医療	病院111、診療所63、農村検診センター22 等	
	介護	介護事業所(訪問介護、デイサービス等)1,056	

(資料) ファーマーズマーケット: 全中・全JA調査(H24年度) 医療: JA全厚連 介護: 全中調査  
その他: 農林水産省「総合農協統計表」より全中作成

JAの組織概要 (H24年度)

JA数	694JA (H26.10.1現在)
組合員数	正組合員 461万人、准組合員 536万人
職員数	211,782人 (295人/1JA)
うち営農指導員	14,142人 (20人/1JA)

(資料) 農林水産省「総合農協統計表」(717JAベース)より全中作成、JA数は全中調査

購買事業も3兆円程度ありますが、全農はわかっていませんから企業にくっついて売りたいといっています。これは最低ですね。販売も商社と一緒に売りたい。冗談じゃない。

準組合員の問題では、JAの組織概要(2012年度)によれば正組合員は461万人となっていますが、所帯のなかで複数組合員がいたりするので対象の農家は260万戸にすぎません。この数字は正確には、もっと少なくなります。半分ぐらいでしょう。となると農協組合員数およそ1000万人といわれているけれども、農協は準組合員でも

っているのです。その準組合員を正組合員の半分に抑えろというのが規制改革会議の主張ですから、正組合員460万とすると準組合員は230万しかとってはいけないということになり、それでは農協は見てる前につぶれていくわけです。農協職員20何万人は路頭に迷うことになる。

そういうあたりが企業—規制改革会議の狙いです。

### ■協同組合全体が一つになれば強くなる

医療関係は、農協は厚生連というのがあって26県で病院を運営しています。日赤と厚生会と農協の厚生連病院は法人税がただなのです。僕が農政課長をやっていたときに、ただにした。それによって厚生連はもっているのですが、この厚生連病院を民間化しろとっている。意味がわからないですね。なんで公的な医療機関として日赤以上のベット数を備えて、しかも農村部の医療を支えている病院をなくせというのか。全然わからない。

これがいまの政府の農協にたいする態度なのです。

ところが、これにたいして農協の方はどうかといえば、農林中金、全農、全共連、こういった全国連の人たちは全中がなくなることについては、「まあ、しょうがないんじゃないの」みたいなことを言っていて、その方向でいけば農協全体がなくなるということは一切考えていない。そして農林中金、全農、全共連は絶対に潰れることはないと思込んでいます。僕なんかは前から、生協も漁協も森林組合も協同組合を一本化すべきだといっていたのです。20年以上も前から。協同組合をヨーロッパの協同組合制度と同じように一本化して、協同組合全体として対応できるようにしなければいけないんじゃないかと。たとえば生協は、みなさんご存知のように労働省、いまなら厚労省の所管です。漁協は水産で森林は林野です。全部、管轄が違って分断されているのです。ですから協同組合がほんとうに強くなろうとするなら、協同組合全体を一本化しなくてはダメなんです。しかし協同組合の側には、そういう問題意識・危機感はまだにありません。これでは凋落するのは当たり前です。

いま全中は監査制度を残したいと一生懸命です。監査制度はヨーロッパの協同組合をみればわかるように、自分たちでやるのが当然なのです。協同組合は組合員制度で別に株式会社ではない。公認会計士は必要ないのです。それなのに公認会計士を入れろとなって、いちいち一つの農協にそれぞれ公認会計士を置くことにでもなれば公認会計士協会は大喜びです。公認会計士は喜ぶけれども協同組合は協同組合でなくなるのです。

与えられた1時間となりましたので、これで終わりにします。



A : 厚生連病院は、ここらではみかけませんが新潟なんか基幹的な病院の役割を担っていると聞きました。

石原：新潟はありますね。総合病院は26県ですが診療所はもっとある。埼玉県にも診療所が三か所あります。

B : 佐渡にもあります。

石原：佐渡の厚生連は立派なのがあります。協同組合病院というのは、さっきいった農村恐

慌のあたりで農村の医療が非常に問題となって、青森と島根で「産業組合」が中心になった病院建設運動が起るのです。それから各県で診療所がつくられるようになる。医療協同組合運動によって戦前ずいぶん病院・診療所がつくられています。中野の駅前にある組合病院もそうです。青森と島根の協同組合病院はとてもしっかりした病院でしたが、戦時中、健康保険ができるときに、1県に一つは必ず健康保険が使える病院をつくらなければならないようにしたのです。そのときに協同組合病院の多くが保険医療をやるために県立の病院に移管させられた。そのことで協同組合病院がガタンと減ってしまいました。それでも若月さんの佐久病院のように、医療協同組合の運動はその後も頑張って26県に厚生連病院ができるところまで復活した。いまベット数がいちばん多いのは厚生連病院じゃないかな。済生会より多いはず。まあ、それだけに厚生連病院のような存在は、医療の市場化・新自由主義化を進めるうえでは邪魔になる。面倒くさいからつぶせと。

鎌倉：ロジデールの原則がどんどん変質してきているというお話でしたが、いまは1995年のときの「原則」になっているのですか。

石原：そうです。株式会社と同じなのです。

鎌倉：ロジデールの場合には基本的には生産協同組合と消費協同組合、最初は消費協同組合から始まった？

石原：消費協同組合です。生産はモンドラゴンが初めてですから。

鎌倉：そのときの理念というか支え合いというか、生活者の協同ですね。福祉的な目的というのが当然あるわけですね。それがマンチェスター総会になると株式会社と基本的に変わらないところまでできてしまった。

石原：変わらないのです。剰余価値の資本への転化ですから。完全に蓄積になってしまう。ロジデールなんかでは儲かった分は1年1年、はき出さなければいけない。全部を配当として分配しなければいけない。それをやめたのです。

鎌倉：今日の石原さんの話から、時代によって協同組合の性格が変わってきたことがよくわかった。最初はロジデールのようなあり方だったのが、日本の場合は1930年代の侵略戦争に対応するような組織のなかに、つまり戦争経済・統制経済の一環として組み込まれてしまうわけだ。戦後は、その位置づけ、性格をなくして、もう一度原点を復活させるような、そういうかたちは採ったわけなのですね。農地改革・農地法的枠組みのもとで。けれども主体がどうだったのかなあー、という感じがするんですよ。

石原：結局、戦前・戦中からズルズルと尾を引いた側面がある。農業会の名前を変えただけで職員も同じです。連合会がパージによって変わったくらいで、あとは同じなのです。人事はほとんど引き継いでしまっている。

A：マンチェスター総会に映し出されたような、近年の世界的な傾向として協同組合、とくに伝統的な協同組合運動の解体化という方向が進んでいて、安倍政権・財界による農協つ

ぶしの攻撃をはじめ農協が直面する問題というのも大きくはその流れのなかから出てきていることなのでしょうが、それに加えて日本の農協の場合は農業自身の衰退が、やはり、かなりのダメージになっていると思うのですが。

石原：それはそうです。僕なんかも協同組合運動の横の連携、生協と漁協と農協、それから森林組合との連携の事務局をやらされたりしましたが、その過程で生協の失敗は農産物の自由化を認めたことだと、つくづく思いました。あれが協同組合運動の最大の問題、欠陥の露呈なのです。生協で取り扱う品物が、焼き鳥や毒入りで有名になった餃子に至るまで、ことごとく輸入物に変わりました。それは同時に組合員の意識が変わったということでもある。それと農協の場合は合併推進で地域政策を誤りました。1990年代の後半は町村合併が強力に推進されました。3千市町村が千いくつに整理される過程のなかで、農協も市町村合併の真似をして、資金力を基準にして農協合併を進めようとした。その頃、僕は組織課長をやっていたのです。住専問題の前ですが、そうしたら農林中金が農協合併の事務局を僕にやってくれというのですよ。全国に旗振りをやれと、しつこく言ってくる。僕は断じて反対したのです。理由は資金量で合併するというからです。100億円ごとに農協を一つにするとかね。いままで平均50億円のところを100億円の単位にして足らざるところは、みんな合併するとか。その方向でいけば、いずれ1000億円にするとか1兆円とかになってしまう。でも、いいですか、協同組合というのは地域の組織なのです。とくに戦後農協は、まさしく地域協同組合です。準組合員を含めて。その地域の協同組合を資金量によってどうこうするのは概念自体が違う、間違っているといったのです。地域にあることを存在意義とする協同組合が地域からなくなってしまう。だから僕に合併の旗振りをやれっていうのだったら、合併の概念を変えない限りできない、と言ったわけ。僕が考えるには、作目で一致するとか農家の規模・水準に一定のまとまりがあるとか、集落の結束が非常に固いとか、そういった地域的な特性を持ち、それなりに共通・共有の基盤のあるところであれば合併は成功しない。やるべきではない。資金量で合併するなんて愚の骨頂だと大反対しました。そうしたら、それでもOKだという人間をすえてやったものだから1県1農協になってしまった。しまいには1県1農協どころか農林中金一本になってしまう。そうなれば株式会社です。そういうことをやっていたら農林中金を中心とした信用事業も危うくなりますよ、ということを20年も前に言っているわけですよ。協同組合を資金量で合併するなんて大馬鹿です。

A : 生協の保険事業などもそうですが、結局、企業との市場競争戦に巻き込まれてしまっている。

石原：そうなんだよ。でも協同組合は企業じゃない。協同組合は協同組合なんだから、もう一度ヨーロッパで確立された原則に立ち戻って組み直せばいいんだよ。原則をはっきりさせたうえで、あらためて募集・組織するところから始めるぐらいでいいのです。変容した質を再建するしかない。

鎌倉：協同組合の再興ということもありますが、協同組合を維持する目的——何を目的にするのかが組合員みんなの自覚として共有されていないといけないわけですね。

石原：それが無いのです。

鎌倉：それはカネの問題じゃないんだよね。そこのところが、いまはもう利潤追求で一元化しようという、そんな方向に来ちゃっている。その方向への対抗軸をどう構築しているのかが問われているということだろうと思います。それなしに株式会社へと変質しつつある協同組合の再生はない。

石原：なんというのか、もうちょっと現場を見ろといたい。農協組織は、お話したように3段階から全国連と農協の2段階制になってきていて、そのうち農林中金とかの全国連人たちは何もしないでもおカネは集まってきちゃう。自分たちでおカネ集めをやる必要はないし、それを運用するといったって、どこかの金融機関に頼むわけですから、何にもやらないで給料を貰える。こんな幸せなことはありません。

鎌倉：それじゃ金融資本の食いものになるだけだ。

B：やっぱりICAのマンチェスター総会が大きな転回点になったということだと思いますが、あそこに至るなかで反対・異論なんかは、あまりなかったのでしょうか。

石原：いや警鐘を鳴らす人たちは、動きはいくつかありました。でも各国の協同組合の側が、それをまともには受け止めなかった。

B：流れとしては新自由主義ですか。

石原：マンチェスターになると完全に新自由主義です。僕もそのときはマンチェスターに派遣されて2週間いました。いたけれどもシンポジウムを三日間にわたってやっているなかで、出てくる人たちがスウェーデンの人間なんかでも「いまや新自由主義の時代だ」と公言するわけですよ。それでネオ・クラシカルだとか言うから「ネオ・クラシカルというのが協同組合にとって、どういうことなのかあなたにはわかるのか」と噛みついて、大議論をやった覚えがあります。

A：マンチェスターの転換は協同組合として主体的にやったというより、資本の新自由主義的要求への受身の対応であり、現状追認ですね。

石原：その前にドイツのライフアイゼンも質を変えるなど実態が変容してきているから、その変化を認め肯定せざるを得ないという感じでしたね。

# 危機に立つ 食糧・農業・農協

—消えゆく農業政策—

最新刊!

石原健二 著

時潮社

定価 3000 円 + 税